平成２７年（フ）第２６９号
埼玉県比企郡滑川町大字都25番地14
破産者　共和工業株式会社
1　決定年月日　平成28年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第３４号
埼玉県東松山市若松町２丁目17番13号
破産者　有限会社杉山建設
1　決定年月日　平成28年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１８０号
千葉県習志野市谷津５丁目２番３号　井原咸精方
破産者　石原きみえ
1　決定年月日　平成28年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３１６号
千葉県佐倉市ユーカリが丘４丁目１番Ｗ－1009号
破産者　阿部　晴子
1　決定年月日　平成28年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第５号
千葉県八街市八街ほ672番地33
破産者　木元創建工業株式会社
1　決定年月日　平成28年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第２９８号
愛知県小牧市河内屋新田137－４　フレグランスサクラ101号
破産者　有限会社ナイスキャリーサービス東海
1　決定年月日　平成28年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２４号
熊本市南区江越２丁目２番５号
破産者　株式会社ＮＫ熊本
1　決定年月日　平成28年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１０５号
北海道室蘭市中央町２丁目６番６号
破産者　株式会社桔梗堂
1　決定年月日　平成28年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第６２号
北海道上磯郡木古内町字本町450番地の９
破産者　株式会社慎栄工業
1　決定年月日　平成28年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第１９９号
千葉県佐倉市本町69－１－101、住民票上の住所千葉県佐倉市井野1608番地４　アインズコート勝田台506号
破産者　渡辺　康宏
1　決定年月日　平成28年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第１５２号
東京都八王子市犬目町854番地１
破産者　有限会社滝沢工務店
1　決定年月日　平成28年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１５３号
東京都八王子市中野山王３丁目６番７－504号都営中野団地
破産者　滝沢　時雄
1　決定年月日　平成28年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２８５号
東京都八王子市大塚652番地12プレアヴェール306号
破産者　砂山　一貴
1　決定年月日　平成28年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第５３３号
横浜市旭区若葉台４丁目28番901号
破産者　株式会社アクアルジェ
1　決定年月日　平成28年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３５号
静岡県浜松市南区高塚町2044番地
破産者　有限会社宮武
1　決定年月日　平成28年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１２号
長崎県佐世保市藤原町13番58号　川原アパート201、前住所長崎県佐世保市須佐町20番52号
破産者　浅田　友和
1　決定年月日　平成28年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第２２５号
埼玉県川口市大字木曽呂27番地の１
破産者　山口　保彦
1　決定年月日　平成28年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７４号
大阪府岸和田市八阪町１丁目９番５号
破産者　小砂冷機サービスこと　小砂　清幸
1　決定年月日　平成28年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第７５号
大阪府岸和田市八阪町１丁目９番５号
破産者　小砂　玲子
1　決定年月日　平成28年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２０３号
札幌市豊平区月寒東２条５丁目４番８号　グループホームらいふ敬愛、住民票上の住所札幌市豊平区月寒西１条10丁目３番４－403号
破産者　笹原　久子
1　決定年月日　平成28年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部